

令和7年度 随意契約の公表(財政部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年10月1日から令和8年3月31日までの随意契約
【財政部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
市民税課	税業務標準準拠システム移行及びガバメントクラウド運用管理補助業務	令和7年10月1日	株式会社アイネス 営業本部	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38番11号	541,310,000	令和4年度の標準化に向けたRFI(情報提供依頼)等の調査を実施した際に、RFI対応可能な業者が本契約の相手方である現行業者のみで、他業者については、既存顧客の標準化対応で新規顧客への対応困難との結果であり、本契約について契約可能な相手方が同業者のみとなったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民税課	証明書コンビニ交付システム個人住民税令和7年度税制改正対応業務	令和8年1月27日	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部(大阪)	大阪市北区大深町5番54号	8,503,000	本契約の相手方は、本市コンビニ交付用証明発行サーバの開発・保守業者であり、システム改修可能な唯一の業者と認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民税課	軽自動車税(種別割)名称変更対応システム改修業務	令和8年2月10日	株式会社アイネス 営業本部	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38番11号	3,987,500	本契約の相手方は、本システムの開発・保守業者であり、システム改修可能な唯一の業者と認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

令和7年度 随意契約の公表(財政部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年10月1日から令和8年3月31日までの随意契約
【財政部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
臨時特別給付金プロジェクトチーム	八尾市定額減税補足給付金(不足額給付)給付業務委託契約の変更	令和7年12月26日	株式会社アド電通大阪	大阪市北区中之島3丁目2番4号	91,386,570円 (30,655,619円減額)	<p>当該給付金については、可能な限り速やかな支給が求められており、早急を実施する必要から競争入札に付する時間的余裕がなく、また、同時期に全自治体の当該給付金業務が集中するため、入札では確実に委託先を確保することが困難である。また、同社は令和6年度に実施した八尾市定額減税補足給付金(調整給付)給付業務を受託しており、当該給付金は調整給付の不足額を支給する一連の事業であって、書類審査、市民対応及びコールセンター対応等について調整給付を踏まえ継続した対応が不可欠である。さらに、当該給付金は新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施されるもので、現在同社へ委託する八尾市物価高騰対応重点支援給付金(国・市支援[繰越分])給付業務と一体的に実施することが不可欠であるとともに、現在設置している市民対応窓口及びコールセンター等関連機器一式を利用することができ、限られた時間で迅速かつ正確、丁寧な対応を実施するためには、同社と契約締結することが合理的であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当)</p>

令和7年度 随意契約の公表(財政部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年10月1日から令和8年3月31日までの随意契約
【財政部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
臨時特別給付金プロジェクトチーム	八尾市定額減税補足給付金(不足額給付)給付管理システム導入業務委託契約の変更	令和7年12月1日	行政システム株式会社大阪支店	大阪市淀川区宮原4丁目5-11	8,444,700円 (168,300円増額)	同社は、八尾市定額減税補足給付金(調整給付)給付管理システム導入業務の受託業者であり、本市の住基データ、税データ等の取扱い経験を有し、八尾市定額減税補足給付金(不足額給付)の対象者管理・抽出は同システムと関連して実施しなければならず、限られた時間で正確かつ迅速に給付金の支給を行うことができるのは同システム導入受託業者のみとなるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
資産税課	令和9年度の固定資産税(土地)の評価替えにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定に関する業務	令和7年11月4日	公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会	大阪市西区阿波座一丁目6番1号JMFビル西本町018階	23,321,100	国が定める「固定資産評価基準」において、鑑定評価を実施するにあたっては、「都道府県単位の情報交換及び調整を十分に行う」とされており(固定資産評価基準第12節第1項)、不動産鑑定士相互間における鑑定評価価格の情報交換や均衡調整を図る体制をとるためには、不動産鑑定士協会以外に実施できるものがないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)